

鬼北町最低制限価格制度実施要綱(平成24年鬼北町告示第10号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第3条関係) 最低制限価格の算定方法			別表(第3条関係) 最低制限価格の算定方法		
区分	計算式	備考	区分	計算式	備考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じて得た	土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じて得た
建築工事(建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$	額を下回る場合にあっては、予定価格に8/10を乗じて得た額を最低制限価格とする。	建築工事(建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.08$	額を下回る場合にあっては、予定価格に8/10を乗じて得た額を最低制限価格とする。
(注)各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満は切捨て)の合計に、1.08を乗じた額(円未満切捨て)とする。			(注)各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満は切捨て)の合計に、1.08を乗じた額(円未満切捨て)とする。		